(二)　延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、年一四・六パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年一パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントを超える場合には、年七・三パーセントの割合）とすることとした。また、納税の猶予等の適用を受けた場合の延滞税については、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞税の額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞税の額を超える部分の金額を免除することとした。（租税特別措置法第九四条関係）

(三)　還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とすることとした。（租税特別措置法第九五条関係）

(四)　特別還付金の支給制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第九七条の二関係）

(1)　加算金及び延滞金の割合について、次のとおり見直しを行う。

イ　加算金の割合（年七・三パーセント）は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

ロ　延滞金の割合（年一四・六パーセント）は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とする。ただし、納期限の翌日から二月を経過する日までの期間における延滞金の割合（年七・三パーセント）は、各年の特例基準割合に年一パーセントを加算した割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年一パーセントを加算した割合とする。

(2)　災害等による国税に関する請求期限の延長により、特別還付金請求書等の提出が特別還付金の請求期間の終了の日（平成二五年六月二九日）後となる場合には、当該特別還付金請求書等に係る特別還付金の支給決定等は、期限延長後の請求期間の終了の日以後一年を経過する日までの間においてもできることとする。

九　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債（地方公共団体が債務保証をしないものに限る。）につき支払を受ける利子及び償還差益については、平成二八年三月三一日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例において非課税の対象とされる特定振替社債等に該当するものとすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条関係）

(二)　東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の六関係）

(三)　被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成二三年三月一一日前に取得がされたもののうち事業の用に供しているもの（以下「相続事業用資産」という。）を有していた者の相続人（同日の直前において当該事業に従事していた者等一定の者に限る。）が、平成二八年三月三一日までの間に当該相続事業用資産の譲渡をした場合には、当該相続人が当該譲渡の時において当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条関係）

(四)　東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例について、適用期限を平成二九年一二月三一日まで四年延長するとともに、再建住宅の取得等をして平成二六年から平成二九年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）及び控除率を次のとおりとすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

居住年	借入限度額	控除率
平成二六年一月～三月	三、〇〇〇万円	一・二％
平成二六年四月～平成二九年一二月	五、〇〇〇万円	一・二％

2　法人課税

(一)　福島復興再生特別措置法の改正に伴い、次の措置を講ずることとした。

(1)　企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた事業者が、提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、その企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、取得価額の一〇〇分の二五相当額）の特別償却と取得価額の一〇〇分の一五（建物等及び構築物については、一〇〇分の八）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。ただし、特別税額控除額については当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については四年間の繰越しができる。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二の二、第一七条の二の二及び第二五条の二の二関係）

(2)　企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その企業立地促進区域内に所在する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの一〇〇分の二〇相当額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。なお、租税特別措置法の雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度及び雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度を適用しない。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三の二、第一七条の三の二及び第二五条の三の二関係）